

# 地方税制参考資料

總務省自治稅務局

# 目 次

## 【令和3年度税制改正関係】

### 〔固定資産税等〕

- 固定資産税の課税の仕組み（令和3年度～令和5年度）（案） . . . . . 2
- 固定資産税に係る令和3年度における特別な措置(案)(イメージ) . . . . . 3
- 条例減額制度について（案） . . . . . 4
- 不動産取得税の税率の特例措置・宅地評価土地の課税標準の特例措置の適用期限の延長（案） . . . . . 5

### 〔車体課税〕

- 環境性能割の税率区分の見直し（案） . . . . . 6
- 環境性能割におけるクリーンディーゼル車の経過措置（案） . . . . . 7
- 環境性能割の臨時的軽減の延長（案） . . . . . 8
- 自動車税・軽自動車税のグリーン化特例（軽課）の見直し（案） . . . . . 9

### 〔個人住民税〕

- 住宅ローン控除の見直しに係る個人住民税の対応（案） . . . . . 10

### 〔納税環境整備〕

- 地方税共通納税システムの対象税目の拡大（案） . . . . . 11
- 軽自動車税関係手続のオンライン化（案） . . . . . 12
- 個人住民税の特別徴収税額通知の電子化（案） . . . . . 13
- 納税者等が地方税等の納付を委託する制度の整備（案） . . . . . 14

### 〔主な税負担軽減措置等〕

- 浸水被害対策のために整備される雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置の創設（案） . . . . . 15
- 利水ダムに整備される治水のための放流施設に係る非課税措置の創設（案） . . . . . 16
- 市町村自転車活用推進計画に基づき設置したシェアサイクルポートに係る課税標準の特例措置の創設（案） . . . . . 17
- 鉄道事業者等が駅のバリアフリー化により取得した償却資産等に係る課税標準の特例措置の拡充及び適用期限の延長（案） . . . . . 18
- 市町村計画に基づく災害ハザードエリアからの移転により取得した不動産に係る課税標準の特例措置の創設（案） . . . . . 19

### 〔航空機燃料譲与税〕

- 航空機燃料譲与税の譲与割合引上げ（案） . . . . . 20

## 【その他留意事項】

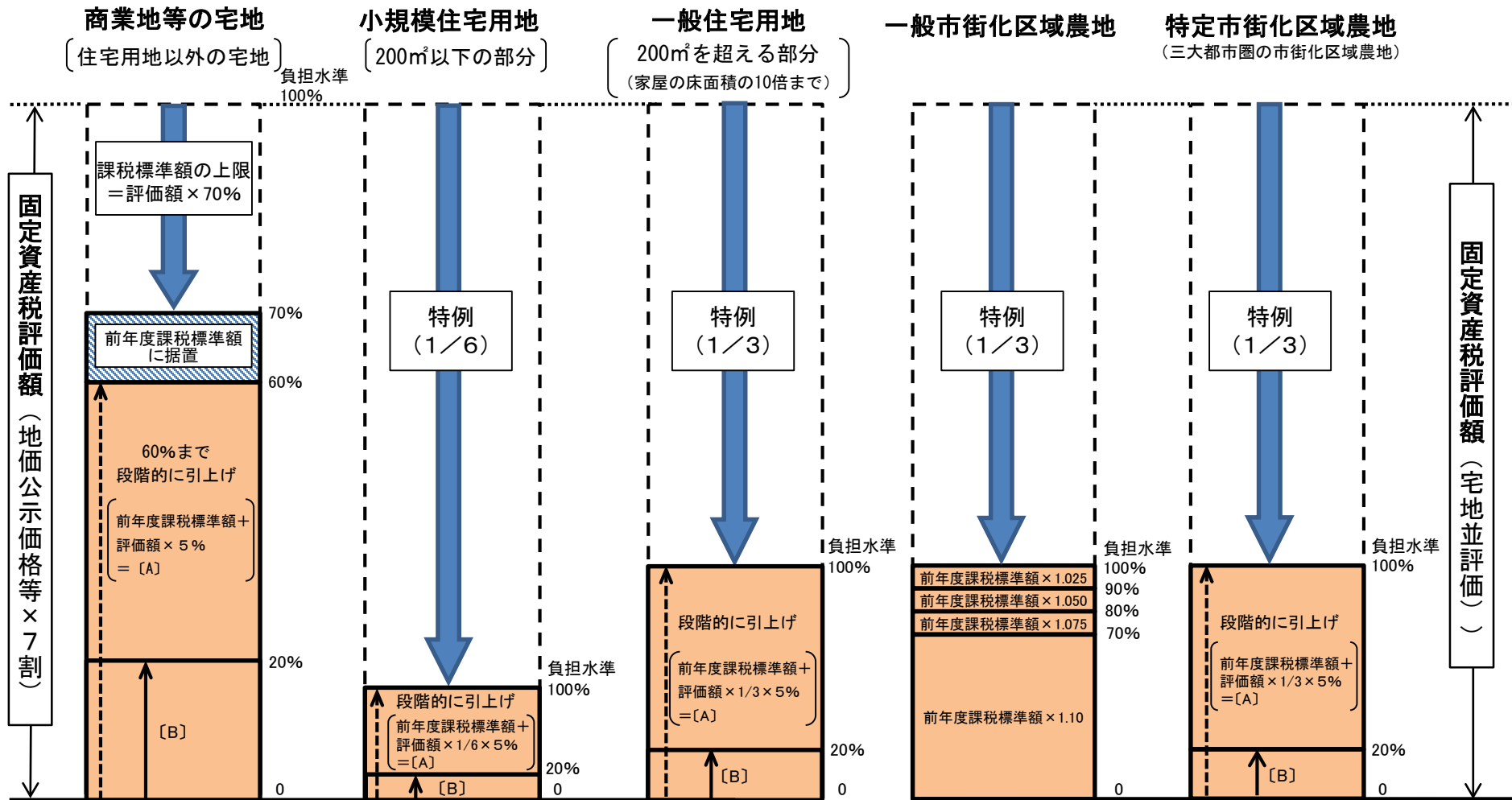
### 〔新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な者への対応等について〕

- 「新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な者への対応等について」（令和3年1月15日付け総税企第11号総務省自治税務局長通知） . . . . . 22
- コロナ禍における地方税の徴収猶予制度の柔軟運用（通知） . . . . . 24

# 令和3年度税制改正関係

# 固定資産税の課税の仕組み（令和3年度～令和5年度）（案）

- 土地に係る負担調整措置の適用期限を3年延長する。
- その上で、令和3年度限りの措置として、宅地等（商業地等は負担水準が60%未満の土地に限り、商業地等以外の宅地等は負担水準が100%未満の土地に限る。）及び農地（負担水準が100%未満の土地に限る。）については、令和3年度の課税標準額を令和2年度の課税標準額と同額とする。



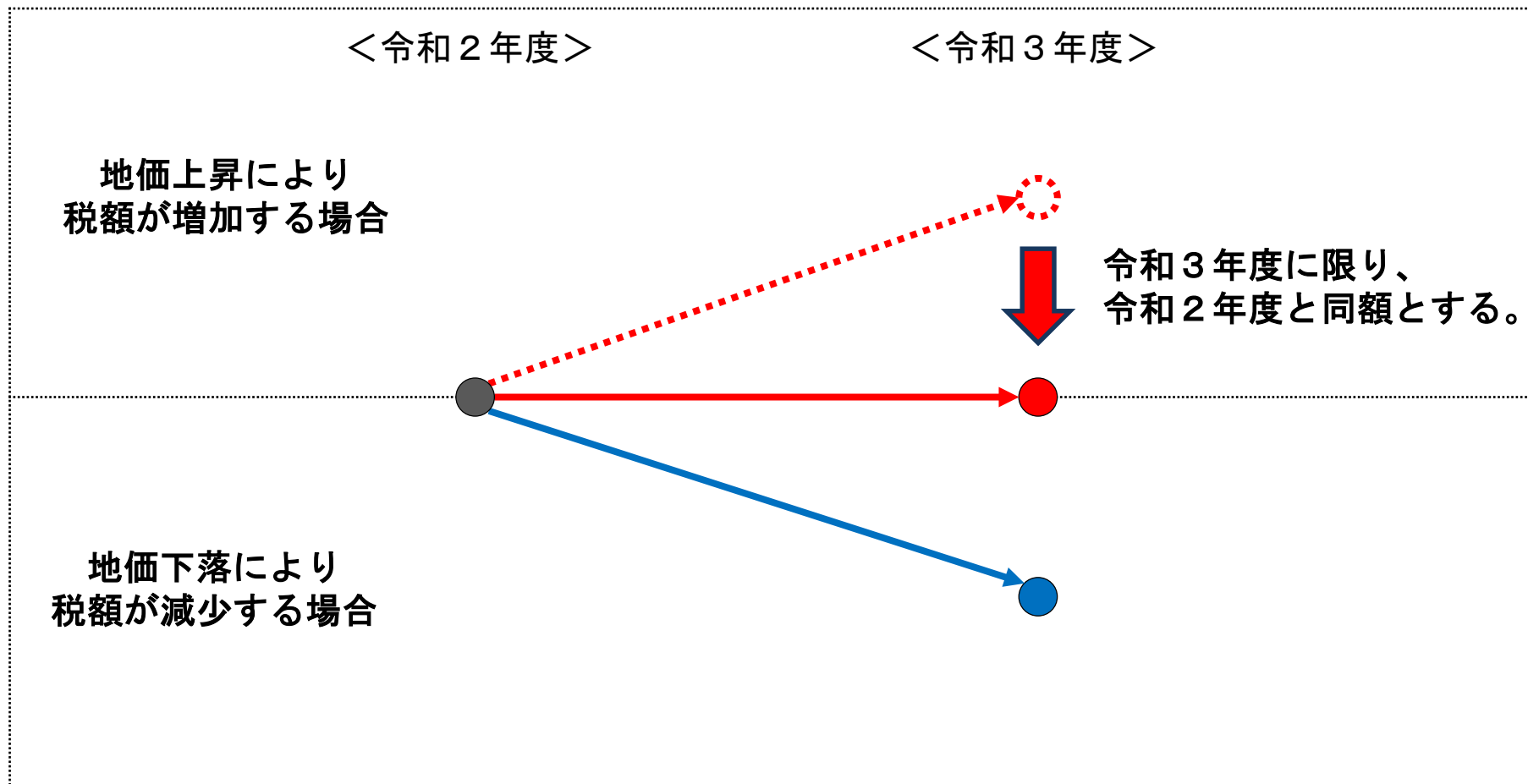
※ 「雑種地・一般山林等」及び「一般農地」についても同様

※ 負担水準：評価額に対してどの程度負担しているかの割合（負担水準 = 前年度課税標準額 / 当該年度評価額（×住宅用地特例率））

※ [A] が「評価額（×住宅用地特例率）×20%」を下回る場合は、「評価額（×住宅用地特例率）×20%」に引上げ（= [B]）

# 固定資産税に係る令和3年度における特別な措置(案)(イメージ)

## 税額の動き



※ 商業地等・住宅用地・農地など全ての土地について適用。

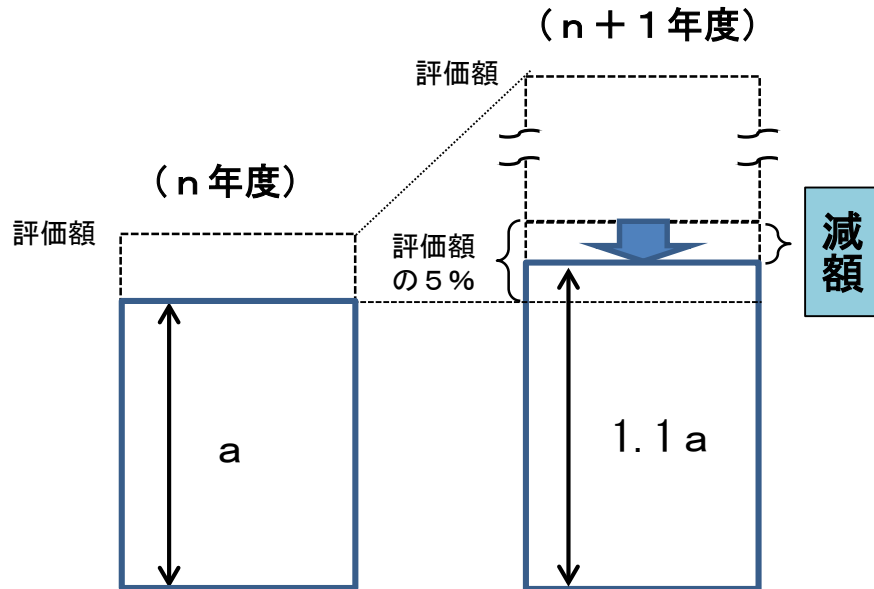
# 条例減額制度について（案）

- 「税負担急増土地に係る条例減額制度」及び「商業地等に係る条例減額制度」の適用期限を3年延長する。

## 【税負担急増土地に係る条例減額制度】

住宅用地、商業地等及び特定市街化区域農地に係る固定資産税額等が、特例税額（注1）を上回る時は、当該上回る税額を減額。

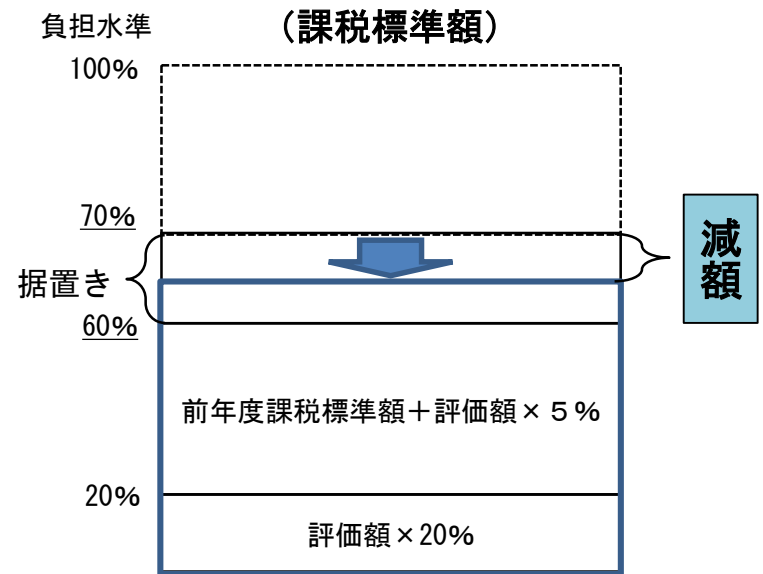
（注1）前年度課税標準×1.1以上で条例で定める率×税率



## 【商業地等に係る条例減額制度】

商業地等に係る固定資産税額等が、特例税額（注2）を上回る時は、当該上回る税額を減額。

（注2）評価額×60～70%の範囲で条例で定める率×税率



※ 令和2年度において条例減額制度の適用を受けた土地について、所要の措置を講ずる。

# 不動産取得税の税率の特例措置・宅地評価土地の課税標準の特例措置の適用期限の延長（案）

## 特例の内容

下記の特例を3年間延長（令和6年3月31日まで）

- 住宅・土地に係る税率の特例（4%→3%）
- 宅地評価土地（住宅用地・商業地等）に係る課税標準の特例（評価額を1/2に圧縮）

※ いずれも、令和3年3月31日までの措置

### 【税率の特例】

- 本則税率 4%（昭和56年度から）
  - 特例税率
    - ・住宅（家屋）については3%に引き下げ（昭和56年度から）
    - ・土地については3%に引き下げ（平成15年度から）
- ※ 住宅用地については昭和56年度から平成14年度まで税額の減額特例により実質3%

### 【宅地評価土地（住宅用地・商業地等）の課税標準の特例】

- 宅地評価土地の課税標準は、平成6年は1/2、平成7年は2/3、平成8年以降は1/2

（参考）宅地評価土地に係る税額の算定方法

$$\boxed{\text{税額}} = \boxed{\text{固定資産税評価額}} \times \boxed{\text{(課税標準の特例)} \frac{1}{2}} \times \boxed{\text{(税率の特例)} 3\%}$$

# 環境性能割の税率区分の見直し（案）

- 自動車税及び軽自動車税の環境性能割については、軽減された税率が適用される対象車の割合を現行と同水準としつつ、目標年度が到来した燃費基準の達成状況も考慮しながら、新たな燃費基準の下で税率の適用区分を見直す。

## 自家用乗用車

### 【 現行（令和元、2年度）】

		登録車	軽自動車		
電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 プラグインハイブリッド車 クリーンディーゼル車		非課税	非課税		
ハイブリッド車・ LPG車	2020年度基準 +20%達成			1%	1%
	2020年度基準 +10%達成				
	2020年度基準 達成			2%	
上記以外		3%	2%		



### 【 改正案（令和3、4年度）】

		登録車	軽自動車		
電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 プラグインハイブリッド車		非課税	非課税		
クリーンディーゼル車・ LPG車・ ハイブリッド車	2030年度基準 85%達成			1%	1%
	2030年度基準 75%達成				
	2030年度基準 60%達成			2%	
上記以外 又は2020年度基準未達成車		3%	2%		

注1 現行・改正案のいずれも、上記に加え、一定の排ガス性能を要求。

注2 クリーンディーゼル車については、経過措置を設ける。

※営業用乗用車についても、自家用乗用車に準じて税率区分の見直しを行う。

※バス・トラックについても、それぞれの燃費基準に応じた税率区分の見直しを行う。



# 環境性能割におけるクリーンディーゼル車の経過措置（案）

- クリーンディーゼル車については、燃費性能の達成状況や普及の状況等を総合的に勘案し、環境性能割においてガソリン車と同等に扱うこととする。その際、市場への配慮等の観点も踏まえ、2年間の激変緩和措置を講ずる。

	経過措置(附則)	
	令和3年4月から 令和4年3月まで	令和4年4月から 令和5年3月まで
2030年度基準 85%達成車	非課税	非課税
2030年度基準 75%達成車	非課税	非課税
2030年度基準 60%達成車	非課税	非課税
上記以外 又は 2020年度基準未達成車	非課税	3%

# 環境性能割の臨時的軽減の延長（案）

- 感染症の状況や経済の動向、臨時的軽減が環境インセンティブ機能に与える影響等を総合的に勘案し、自家用乗用車（登録車及び軽自動車）を取得した場合、自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置について、その適用期限を9月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とする。
- この措置による減収額については、全額国費で補填する。

**対 象** 令和3年4月1日から令和3年12月31日までの間に取得した自家用乗用車（新車・中古車）

**措置内容** 自動車税環境性能割又は軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減

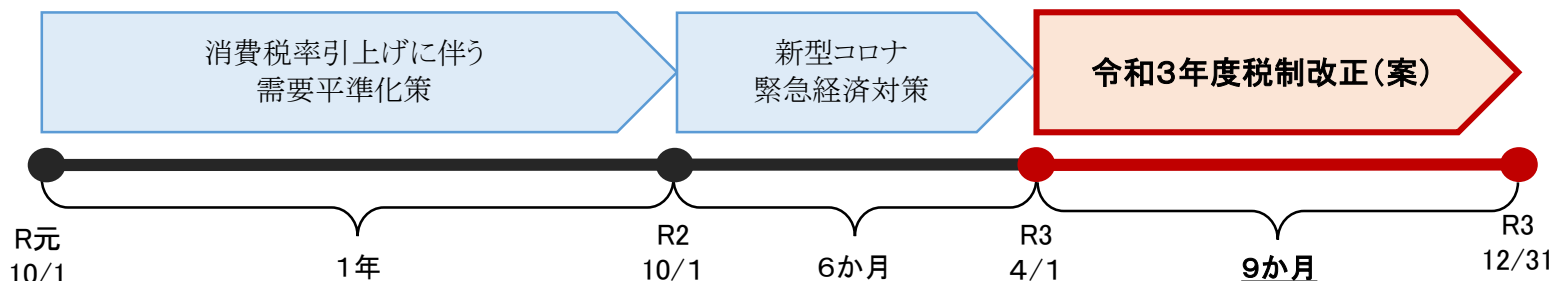
〔登録車〕

税率	臨時的軽減
非課税	非課税
1%	非課税
2%	1%
3%	2%

〔軽自動車〕

税率	臨時的軽減
非課税	非課税
1%	非課税
2%	1%

## 【環境性能割の臨時的軽減の期間】



# 自動車税・軽自動車税のグリーン化特例（軽課）の見直し（案）

○ グリーン化特例（軽課）については、環境性能割を補完する制度であることを踏まえ、以下のとおり見直しを行う。

## 自家用乗用車

取得期間：平成31年4月1日～令和3年3月31日

軽課年度：取得の翌年度分のみ

区 分	軽減率	
	自動車税 種別割	軽自動車税 種別割
電気自動車 燃料電池自動車 プラグインハイブリッド車★ 天然ガス自動車 クリーンディーゼル車★	75% 軽減	75% 軽減
2020年度基準+30%達成		50% 軽減
2020年度基準+10%達成	50% 軽減	25% 軽減

取得期間：令和3年4月1日～令和5年3月31日

軽課年度：取得の翌年度分のみ

区 分	軽減率	
	自動車税 種別割	軽自動車税 種別割
電気自動車 燃料電池自動車 プラグインハイブリッド車★ 天然ガス自動車	75% 軽減	75% 軽減



グリーン化特例（軽課）の対象外とすること  
について令和元年度税制改正で法制化済

注 現行・改正案のいずれも、上記に加え、一定の排ガス性能を要求。

★ プラグインハイブリッド車及びクリーンディーゼル車は登録車に限る。

※営業用乗用車・軽貨物車についても、重点化及び基準の切り替えを行った上で、2年間延長する。

# 住宅ローン控除の見直しに係る個人住民税の対応(案)

## 現行制度

- 住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額を、控除限度額(※)の範囲内で個人住民税から控除。

※ 控除限度額:所得税の課税総所得金額等の7%(最高13.65万円)

- 住宅ローン控除による個人住民税の減収額は、地方特例交付金により全額国費で補填。

## 対応(案)

- 所得税において、控除期間を13年間とする住宅ローン控除の特例の延長等の措置(下記参照)が講じられることに伴い、当該措置の対象者についても、所得税から控除しきれなかった額を、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税から控除する措置を講ずる。

- この措置による個人住民税の減収額は、地方特例交付金により全額国費で補填する。

### <所得税における措置>

- ・ 控除期間13年間の特例について延長し、一定の期間(※)に契約した場合、令和4年末まで(現行要件:令和2年末まで(新型コロナウイルス感染症の影響により入居が遅れた場合は令和3年末まで))の入居者を対象とする。

※ 新築 ⇒令和2年10月1日から令和3年9月30日まで

建売・中古・増改築等⇒令和2年12月1日から令和3年11月30日まで

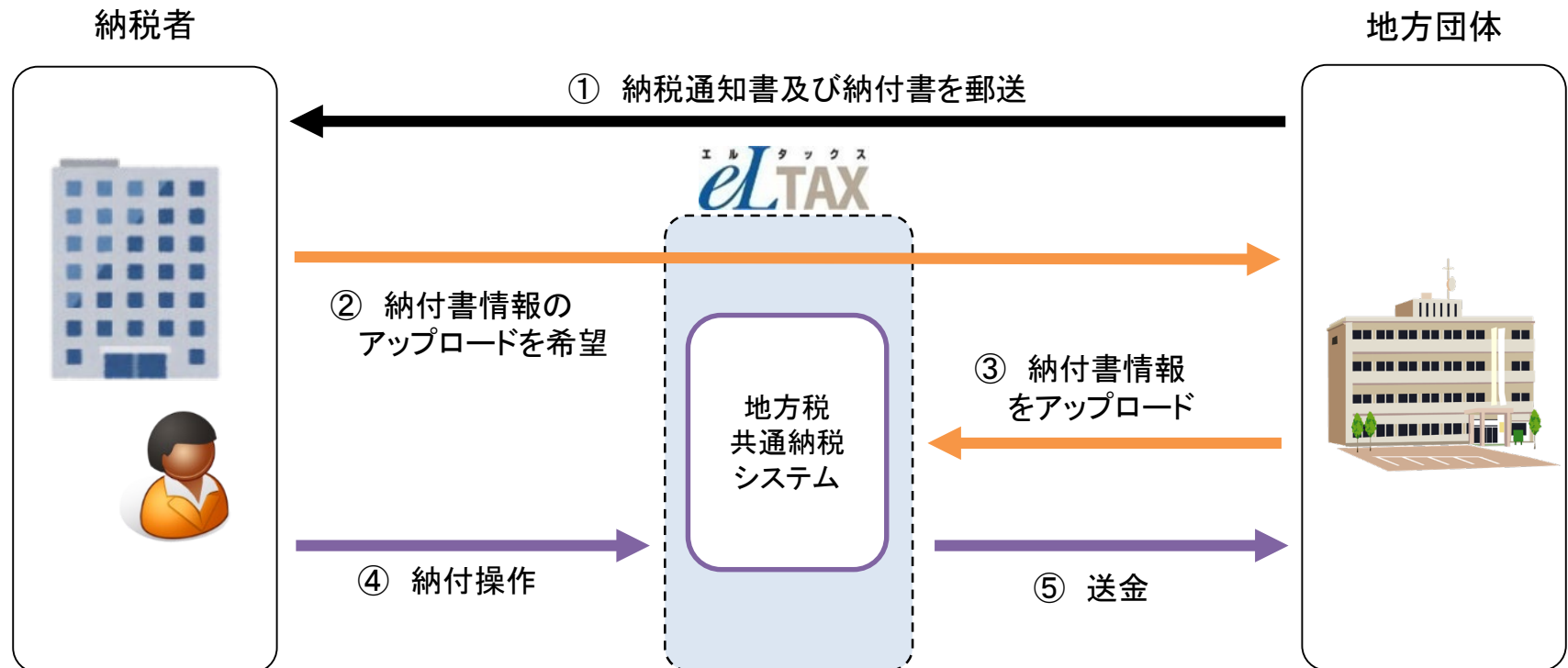
- ・ 上記の延長分については、合計所得金額1,000万円以下の者について床面積40㎡～50㎡(現行要件:50㎡以上)の住宅も対象とする特例措置を講ずる。

# 地方税共通納税システムの対象税目の拡大(案)

- 地方税共通納税システムの対象税目について、賦課税目である固定資産税、都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割を追加するための所要の措置を講ずる。

※ 令和5年度以後の課税分について適用。

## ＜対象税目を賦課税目に拡大した場合のイメージ＞

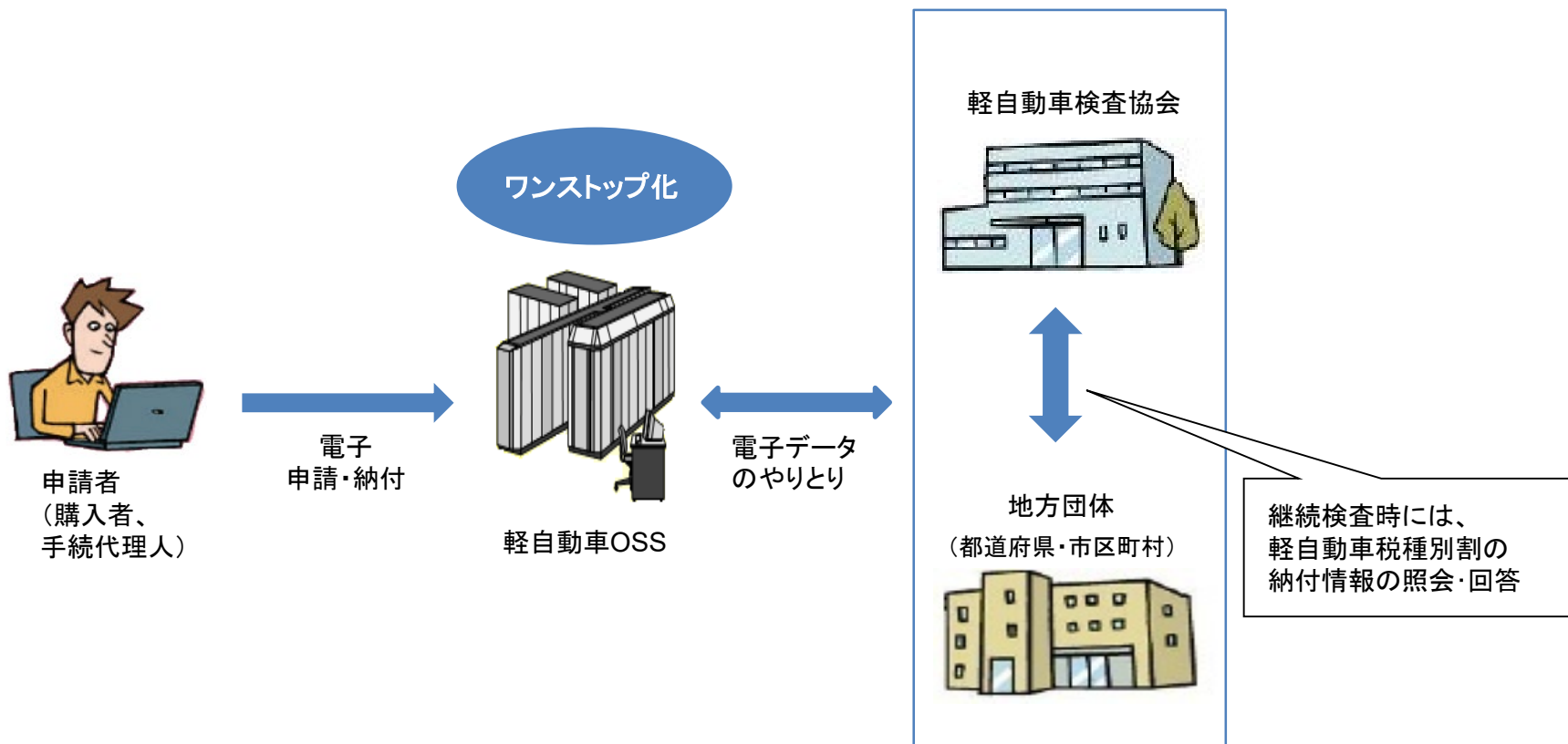


# 軽自動車税関係手続のオンライン化(案)

- 軽自動車税関係手続について、国の関連システムの更改時期(※)にオンライン化を実現できるよう、所要の措置を講ずる。

※ 自動車登録検査業務電子情報処理システム等の更改時期: 令和5年1月予定

## <オンライン化のイメージ>



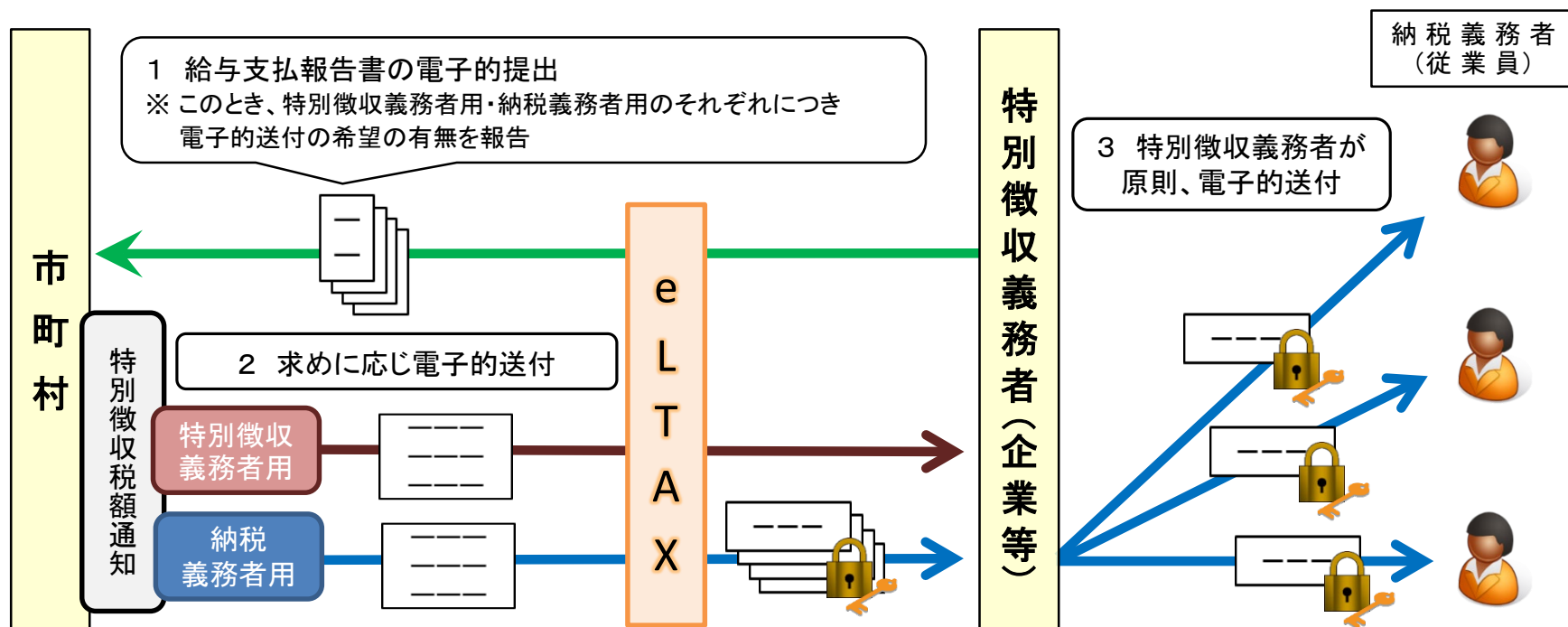
# 個人住民税の特別徴収税額通知の電子化(案)

- 特別徴収税額通知(納税義務者用)について、個々の納税義務者に電子的に送付できる体制を有する特別徴収義務者が求めた場合、市町村は、当該通知をeLTAXを経由して、当該特別徴収義務者に電子的に送付するものとする。この場合において、当該特別徴収義務者は、納税義務者に、当該通知を原則として電子的に送付するものとする。
- 特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)についても、特別徴収義務者が求めた場合、市町村は、当該通知をeLTAXを経由して、当該特別徴収義務者に電子的に送付するものとする。

(現在、選択的サービスとして行われている「電子データの副本送付」(電子署名のないデータの送付)については、終了することとする。)

※ 令和6年度以後の年度分の個人住民税について適用。

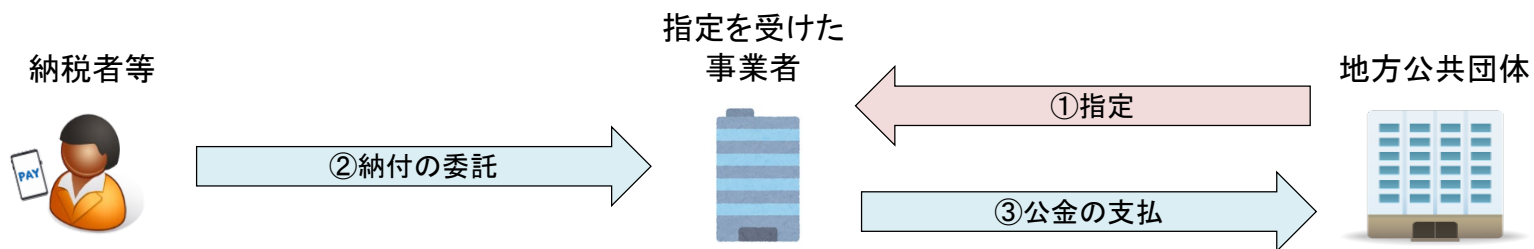
## <電子化のイメージ>



## 納税者等が地方税等の納付を委託する制度の整備（案）

- 国税の制度に準じ、地方税等の歳入を納付しようとする者がスマートフォンを使用した決済サービス等により納付しようとする場合に、地方公共団体の長が指定する事業者には納付を委託する制度を整備する。（令和4年1月4日から施行）

### 制度のイメージ



※ 国税通則法と同様に、当該事業者による確実な納付、納税者等の保護を図るため、当該事業者からの徴収、当該事業者に対する調査等の仕組みを追加する。



## 浸水被害対策のために整備される雨水貯留浸透施設に係る 課税標準の特例措置の創設（案）

### 特例の概要（創設）

- 浸水被害防止・軽減のため、特定都市河川浸水被害対策法や下水道法に基づき、都道府県知事や市町村長等の認定を受けて整備された雨水貯留浸透施設について、固定資産税の課税標準を、価格に $1/3$ を参酌して $1/6$ 以上 $1/2$ 以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じた額とする。

### 【雨水貯留浸透施設の例】

<貯留槽(地下に施工)>



<透水性舗装>



<浸透ます>



# 利水ダムに整備される治水のための放流施設に係る非課税措置の創設（案）

## 特例の概要（創設）

- 洪水が予測された際に事前放流を実施するため、民間事業者等により治水協定※<sup>1</sup>に位置付けられた利水ダムに整備される治水のための放流施設※<sup>2</sup>（利水に活用される部分を除く）について、固定資産税を非課税とする。

※<sup>1</sup> 治水協定・・・水系ごとに、河川管理者・ダム管理者・関係利水者で締結する協定で、事前放流の実施方針や緊急時の連絡体制等が定められているもの。

※<sup>2</sup> 放流施設・・・放流管・洪水吐（こうずいばき）ゲート

洪水吐ゲートの有無や  
能力・構造の制約

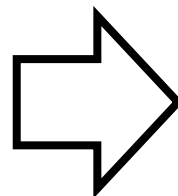
こうずいばき  
洪水吐ゲート

事前放流により洪水調節に  
使用できる容量の制約

放流管の位置や  
能力の制約

放流管

<整備前>



事前放流により洪水調節  
に使用できる容量の拡大

こうずいばき  
洪水吐ゲートの  
設置・拡張

放流管の  
設置・拡張

<整備後>

# 市町村自転車活用推進計画に基づき設置した シェアサイクルポートに係る課税標準の特例措置の創設（案）

## 特例の概要（創設）

- 自転車活用推進法に基づく市町村自転車活用推進計画に位置づけられたシェアサイクル事業により、新たに整備されるシェアサイクルポートの用に供する一定の償却資産（ラック・登録機・充電器等）について、固定資産税の課税標準を、最初の3年度分、価格の3/4を乗じた額とする。



シェアサイクルポート  
(札幌市／ポロクル)



登録機



充電装置      ラック

# 鉄道事業者等が駅のバリアフリー化により取得した償却資産等に係る課税標準の特例措置の適用期限の延長（案）

## 特例の概要（現行）

- 鉄道事業者等が、その事業の用に供する鉄道施設を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために実施する一定の鉄道駅等の改良工事により取得する一定の家屋及び償却資産（エレベーター及びホームドア）について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を、最初の5年度分、価格の2/3とする。

※ 公共交通移動等円滑化基準：バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）に基づき国土交通省が定める基準

（エレベーター）



### <対象駅>

1日あたり利用者が  
3,000人以上の駅

（ホームドア）



### <対象駅>

- ・ 1日あたり利用者が10万人以上の駅
- ・ 1日あたり利用者が10万人以上の駅から100km以内の駅
- ・ バリアフリー法に基づき市町村が作成する基本構想に位置付けられた駅

## 改正の内容

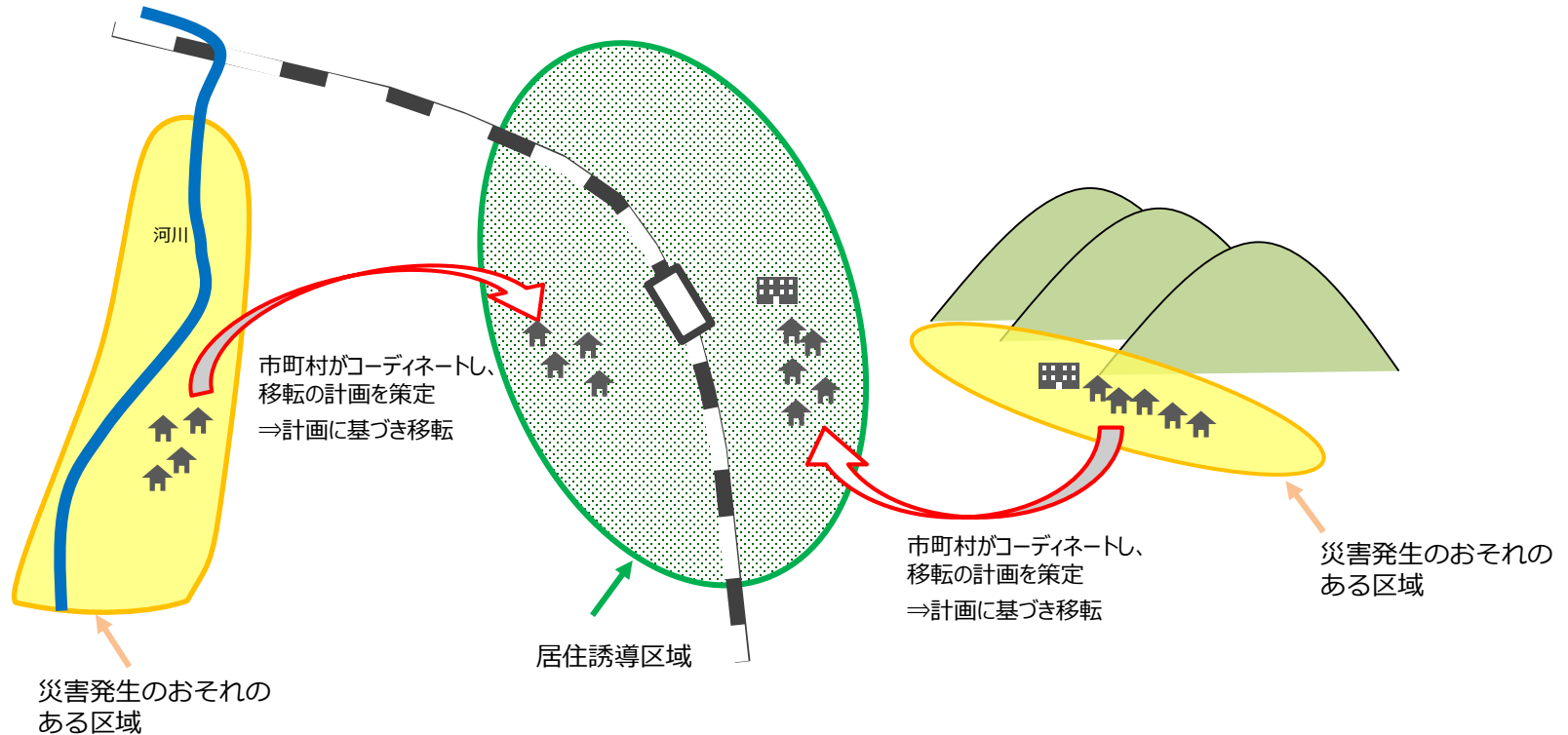
- 適用期限を2年延長する。

# 市町村計画に基づく災害ハザードエリアからの移転により取得した不動産に係る課税標準の特例措置の創設（案）

## 特例の概要（創設）

- 都市再生特別措置法に基づき市町村が作成する居住誘導区域等権利設定等促進計画に基づく移転により取得した不動産について、不動産取得税の課税標準を、価格から1/5を控除した額とする。

### 【イメージ】



## 航空機燃料譲与税の譲与割合引上げ（案）

- 交通運輸等における新型コロナウイルス感染症による需要減の状況等を踏まえ、令和3年度に限り、航空機燃料税の更なる軽減（18,000円/kℓ →9,000円/kℓ）が行われることに伴い、地方団体に減収が生じないように、航空機燃料税の譲与割合について、同様に令和3年度に限り、引き上げる（2/9→4/9）等、所要の措置を講ずる。

	現行		改正案
航空機燃料税率	18,000円/kℓ	➔	9,000円/kℓ
譲与割合	9分の2		9分の4
地方分	4,000円/kℓ		4,000円/kℓ

（参考）

本則
26,000円/kℓ
13分の2
4,000円/kℓ

（参考）航空機燃料譲与税の配分割合

空港所在市町村（128団体） 譲与額の4/5  
 空港所在都道府県（37団体） 譲与額の1/5

（着陸料収入割1/2、騒音世帯割1/2で譲与）

# その他留意事項

# 「新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な者への対応等について」

(令和3年1月15日付け総税企第11号総務省自治税務局長通知)

- 緊急事態宣言が再発令される中、徴収猶予の特例が令和3年2月1日までに納期限が到来する地方税を対象としていることを踏まえ、地方団体に対し、感染症の影響により厳しい状況に置かれ、納税が困難な納税者等に対する、柔軟かつ適切な対応を改めて依頼する通知を发出。
- 具体的には、徴収猶予の特例の対象となり得る納税者等への対応、徴収猶予の特例の猶予期間が終了する納税者等への対応、新たに徴収の猶予等の対象となり得る納税者等への対応についてそれぞれ依頼。

## 【通知のポイント】

### 1 共通事項

- ・ 納付相談を受けた場合には、納税者等の置かれた状況や心情に十分配慮してわかりやすく丁寧な説明を行うこと。
- ・ 感染症の拡大防止の観点から、納税者等が来庁せずに手続きが行えるよう、納税者等との対応に当たっては電話やオンラインを活用するとともに、申請書等の提出に当たっては郵送等を推奨するほか、納税者等がやむを得ず来庁する場合は感染防止策を徹底すること。
- ・ 感染症の影響で、納税者等が申請書、財産目録等の書類を準備することができない場合は、各地方団体で保有する資料を積極的に活用するほか、当該資料による確認もできない場合であっても、聞き取りにより確認・補記をするなど、柔軟に対応すること。

### 2 徴収猶予の特例の対象となり得る納税者等への対応

- ・ 徴収猶予の特例の申請期限について、納期限後であっても、感染症の影響により、申請をすることができないことにつきやむを得ない理由があると地方団体の長が認める場合には、受付が可能であることに十分留意し、柔軟に対応すること。

※ eLTAXIによるオンライン申請も可能であることに留意。



### 3 徴収猶予の特例の猶予期間が終了する納税者等への対応

#### ○納税者等に対する周知・説明

- ・徴収猶予の特例の猶予期間が到来する納税者等に対して、猶予期間終了後も、感染症の影響により、引き続き納税が困難な者に対して、さらなる徴収の猶予又は換価の猶予（以下「徴収の猶予等」という。）の対象となり得ること等について積極的に説明すること。

#### ○担保の徴収

- ・徴収の猶予等をする場合には、猶予に係る金額、期間その他の事情を勘案して担保を徴する必要がない場合として条例で定める場合は、担保徴取を不要とすることができるとされていることから、納税者等の個別具体的な実情を十分に把握した上で、柔軟かつ適切に対応すること。

#### ○延滞金の免除

- ・徴収の猶予等及び滞納処分の停止を適用した場合、延滞金の全額又は一部免除について、適切に対応すること。特に法第15条の9第2項の規定により、同項各号のいずれかに該当する場合には全額免除も可能とされている点に留意すること。

#### ○差押えの解除

- ・徴収の猶予をした場合において、猶予に係る地方税について、既に差し押さえた財産があるときは、申請に基づき差押えを解除することができるとされていること。
- ・財産を差し押さえている滞納者について換価の猶予をする場合において、必要があると認めるときは滞納者の事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産の差押えを猶予し、又は解除することができるとされていることから、納税者等の個別具体的な実情を十分に把握した上で、柔軟かつ適切に対応すること。

#### ○つなぎ資金

- ・徴収の猶予等における納付困難な額の算出に際し、感染症の影響は多方面に及ぶことを踏まえ、事業継続及び生活の維持のための当面必要な資金（「つなぎ資金」）について、将来必要な資金を手当てする等の必要があると認められるときは、その所要資金を加算するなど、柔軟に取り扱うこと。

#### ○手続の柔軟な対応

- ・徴収猶予の特例と同様の趣旨から、徴収の猶予等に係る申請や審査の手続についても、柔軟な対応を行うこと。

### 4 新たに徴収の猶予等の対象となり得る納税者等への対応

- ・「徴収猶予の特例の猶予期間が終了する納税者等への対応」に準じた対応を依頼。

## コロナ禍における地方税の徴収猶予制度の柔軟運用（通知）

地方団体に対し、コロナ禍で厳しい状況に置かれ、納税が困難な納税者等に対する柔軟かつ適切な対応を求める通知を发出（「新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な者への対応等について」令和3年1月15日付け総税企第11号総務省自治税務局長通知）

	徴収の猶予等	コロナ禍における柔軟運用(通知)
適用要件	事業に著しい損失がある場合 ※ 前期黒字額の2分の1又は前期赤字額を超える赤字	* コロナ特例猶予を受けていた納税者が引き続き納税が困難な場合、さらなる徴収の猶予の対象となり得ること等について積極的に説明するなど丁寧な対応  * コロナ禍の影響で納税者が書類を準備できない場合は、聞き取りによる確認・補記などで柔軟に対応  * 国税の猶予を受けた場合、申請や審査の手続を極力簡素化するなど柔軟に対応
納付能力	事業の著しい損失に基づき、一時に納付することができないと認められる金額を限度に猶予	* 左の金額に加え、「事業の継続・生活の維持のために将来必要な資金」も加算するなど柔軟な対応
猶予期間	1年 ※延長あり	同左
担保	原則必要（猶予金額に相当する担保）	* 条例で定める場合は、担保徴取を不要とすることが可能であり、柔軟かつ適切に対応
延滞金	1.0%	* 法令等の規定に該当する場合は、全額又は一部免除も可能であることに留意

(注1) 徴収の猶予のほか、地方税法に定める換価の猶予も同様。

(注2) コロナ禍における柔軟運用は、コロナ特例猶予を受けていた納税者等だけでなく、新たに徴収猶予等の対象となり得る納税者等も同様。

(注3) やむを得ない理由があると地方団体の長が認める場合は、納期限後にされたコロナ特例猶予の申請受付が可能であることも周知。